

記入例
(法人の場合)

1部提出してください。

屋外広告業登録申請書

令和3年4月1日

(宛先)高崎市長

申請者 住所 〒370-0000
高崎市〇〇町678地90
商号 景観広告株式会社
氏名 代表取締役 景観 太郎
電話番号 027(321)〇〇〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

高崎市屋外広告物条例第36条 第1項の規定により、関係書類を添えて、
業者の登録(更新の登録)を申請します。 第3項
押印は不要です。

登録の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	登録番号 ※新規登録の場合は記入しないでください	高広()第 更新時記入	号
	登録年月日 ※新規登録の場合は記入しないでください	年	月 日 更新時記入

個人・法人の別 法人 個人

フリガナ 景観 太郎
商号、氏名 及び 生年月日
〔法人にあつては、名称、代表者の氏名及び生年月日〕

ケイコノコカブシカイシャ 代表取締役 景観 太郎
景観広告株式会社

生年月日 昭和30年10月25日

住所 〒370-0000
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 高崎市〇〇町678地90
電話 027(321)〇〇〇〇

高崎市の区域内において営業を行う営業所

名称	所在地	フリガナ 業務主任者の氏名	資格名及び交付番号等
景観広告株式会社 本店	〒370-8501 高崎市高松町35番地 電話027(321)〇〇〇〇	景観 太郎	屋外広告士 1234号
景観広告株式会社 前橋営業所	〒371-0000 前橋市大手町2丁目1番地 電話027(898)〇〇〇〇	景観 次郎	高崎市屋外広告物講習会 5678号

本社(本店)だけの場合は社名のみで可。

高崎市外にある営業所が高崎市内で営業する場合は、その営業所も記入が必要。
なお、営業所とは広告物等の表示又は設置に関して、常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる営業所をいい、単なる作業所、連絡事務所等は該当しません。

第2面へ続く】

※ 下記の枠内は記入しないでください

受 付	担当	円
	通知日	年 月 日

第2面

法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職氏名	職名	フリガナ 氏名
	代表取締役	ケイカン 知 景観 太郎
	取締役	コウコ ジ 広告 次郎
	取締役	幼井 知 高崎 三郎

法人の役員とは

- 株式会社・有限会社の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者であり、「登記事項全部証明書」に記載されている者
- 委員会等設置会社の常勤の執行役
- 合名会社の社員、合資会社の無期限責任社員
- 法人格のある組合の理事
- ※監査役、監事、有限責任社員、事務局長等は役員に含まれません。
- ※欄が足りない場合は別紙可

務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職氏名	生年月日	年	月	日
	フリガナ 氏名			

他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体	登録年月日	登録番号
	群馬県	平成20年4月1日	群広(1)第4444号

各自治体の登録番号を全て記入。
※欄が足りない場合は別紙可

主たる業務の内容	屋上広告物、壁面広告物の設計・製作・施工
その他	<input type="checkbox"/> 県屋外広告美術業協同組合組合員 <input type="checkbox"/> 市屋外広告業組合組合員

屋外広告物関係の組合等に加入している場合に、その団体名を記入。

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 誓約書(様式第26号) <input checked="" type="checkbox"/> 業務主任者となる資格を証する書面の写し <input type="checkbox"/> 【登録申請者が個人(未成年者含む。)の場合】本人の略歴書(様式第27号)及び住民票の抄本 <input type="checkbox"/> 【登録申請者が未成年者の場合】法定代理人(法定代理人が法人の場合はその役員を含む。)の略歴書(様式第27号)及び法定代理人の住民票の抄本(法定代理人が法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)) <input checked="" type="checkbox"/> 【登録申請者が法人の場合】法人の略歴書及び役員全員の略歴書(様式第27号)及び法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <p>※住民票の抄本及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は、3か月以内のもので、コピーは不可</p>
------	---

※令和8年4月1日から、住民票の抄本及び登記事項証明書の添付は省略となりました。
登録申請者が個人(未成年者含む)の場合、マイナンバーカード(表面)のコピーを添付してください。